

広報まし

ご存じですか

かたり商法

●役所関係のかたり



こんど、郵便局の指導でこの表札を全世界に取り付けることになりました



あたかも消防署や郵便局など公的機関からの訪問らしくよ。おい、商品を売りつけるものです。制服らしいものを見ているので、だましたという苦情が多いのです。

（消火器）防災の心がけは必要ですが、一般家庭で必ず備えつけなければならない法的な義務はありません。

（表札）家族全員の名前を標示しておくことは、郵便物配達の

上からものぞましいことですが、強制されるものではありません。代金を受け取ったあと、名前を書き入れたものを送らず、ドロップをきめこむ業者がいます。

（避妊具）店頭では買いたくないといった性質の商品であるため、訪問販売を利用する人が多いと思われます。問題は、利用者の無知につけ込んだオーバートーク（妊娠中にも使用するべきとか、手持ちのものは体に悪いとか）と過量販売です。一ヶ月は十二ダース百四十四個です。

十ヶロスも買つたらどうなるか、二主人にも話せず、割賦代金の支払いに泣く若奥さんもいます。

（その他）電話台、ガスもれ管、電気吹き込む畳を居場所とす、盆お客年齢忘れ魚捕り、夕端居傘寿を越えて身の恙、煙突の煙無色に秋著し、本戸恵津、達藤枯骨。

（報器）ゴミ容器なども、紛らわしい売り方がされますので注意が肝要です。

（川柳）予知それどかなわぬ台風通りやんせ、九山義応、丹念に忌日の庭に水を打つ、大滝青風。

（歌会始）歌会始お題は「緑」



あることで華麗に歌う

ソプラノ歌手・樺沢恵美子さんが八月十四日、母校脇小体育館で美声を披露されました。

樺沢さんは脇野町の生れで長岡大手高校を経て武蔵野音楽科卒業され、中西八寿子、ドルフオーリッチなどに師事し、全国各地で幅広いコンサート活動をされています。

十月からヨーロッパへ留学しさらに歌の勉強をされ

るという。

今回のコンサートは、町のコーラス愛好会「のぎくコーラス」の「ぜひ故郷でコンサートを」と熱心な誘いで実現したもので、「サマーコンサート」と題してた母校のステージで、観衆をソプラノの魅惑に酔わせてくださいました。

酸性雨

東西南北



町のすがた

(9月1日現在)

人口	男 3,331人 (+ 9)
女	3,536人 (+ 8)
計	6,867人 (+ 17)
世帯数	1,645 (+ 3)
()	は8月1日との比較

9

第186号
毎月15日発行
定価1部20円

昭和58年9月15日
発行 新潟県三島郡三島町役場
印 刷 長岡市 備中越タイプ社

昭和五十九年歌会始のお題が「緑」と定められました。宮内庁では詠進歌を募っております。

◇詠進の期間 本年十月一日まで（郵送の場合、消印が十月十一日までのもの有効とします。）

◇詠進の要領は

- (一) 自作の歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- (二) 用紙は、習字用の半紙に毛筆で自書して下さい。
- (三) など詠進についての定めがありますので、詳しくお知りになりたい方は企画調整課へお問い合わせください。

雨の調査というと、中国が最初に核実験をしたとき、新潟大学の教授が雨に含まれる放射能の量を測定したのを思い出しますが、最近では、酸性雨による動植物への被害が心配されております。

正常な雨は、工場や自動車などから排出されるイオウ酸化物やチッソ酸化物などの大気汚染物質が上空で酸化され、硫酸塩、硝酸塩となつて雨の中にとりこまれてできるといわれております。

正常な雨は、一ハーフ一六から五・七で、それ以下のものを酸性雨といっていますが、三島町では役場の屋上で採取しました。六月二十日が一ハーフ一四・四一で、七月三日が四・三八でした。

土壤が酸性雨により酸性化すると、カルシウム等の植物養分の溶脱、アルミニウムの有害化、重金属の可溶化等が促進され、土壤の肥よく度が低下し、生産力の低下等、土壤生態系が変化します。

日本ではまだヨーロッパや北アメリカで問題になつてゐる生態系への被害はありませんが、それらの影響は発生していますので、環境庁では本格的に取り組んでいます。

広報みしま特集号

このように
サラ金の金利は
高い

この際、簡単にお金が手に入つたらなあ……。たとえ、それがわずかな額でも、やりくりに困つたり、もう少しお金が欲しかつたりすると、だれしもそう思います。

こうした気持ちをとらえて貸金業者をやめているのが、いわゆるサラ金です。

業者は確かに安直に貸してくれます。その点では大変便利ですが、しかし、ちょっと待つてください。では、どうしてサラ金苦から、家出！自殺！などという悲劇がつぎつぎと起ころうとしているのです。

大きな理由は、ベラボウに高い金利で貸す業者がかなりいて、利用者の無知も手伝って元金の返済はおろか、利息が溜りに溜つて、しかも業者からの取立てが厳しいため、ついに追いつめられるからでしょう。

さて、よく「日歩三十銭」とか「日歩二十銭」とか「十万円

が、「日歩三十銭」とか「十万円」のことをあります。そつた

借りる前に
六つの自己チェック

だれでも、借入金などしない方

が、もちろんいいはずです。

そのためには、日ごろから収入に見合った生活プランを立て

無理や背伸びし過ぎた消費生活は送らないんだ、という心掛けが大切です。

4、やっぱり、サラ金から借り

ることもあります。そつた

借入金の金利は

このように

借りてタバコ一個分」といった

サラ金の広告、看板を見かけます。この日歩何銭とはいった

い、どういう計算なのでしょう。

日歩三十銭とは、百円で一日三十銭取る、ということです。

「なんだ、三十銭か」安いもん

だと思つてしまふ。それがクセモノなのです。実は高い高い利息なのです。例えば十万円を一ヶ月借りたとしたら

なんと、率にして十割九分五厘の利息

九一年で元利合計二

十万九千五百円支払わなければなりません。

五十万、百万と借りていた

もよいことになつています。

全部が全部、こんな高利で貸しているわけではありませんが

ちなんに、いまの法律では、こ

もよいことになつています。

できません。



選ぶときの目安

6. 利息を含めていつまでに、どのように方法で返すかを確かめることです。
5. 果して、自分の収入で返せるか
4. 金利や返済期間、方法などを明してくれる。
3. 中申込額を上回る金額を貸そくうとしない。
2. 貸付条件、契約内容をよく説明してくれる。
1. 金利が低いこと。種類、期間などにもよりますが、日歩

元 金	10 万 円	1年 の 利 息 額
サラ金	いまの法律で認められた利利息の上限 58.11%に施行される法律での利利息の上限	日歩30銭 年利109.5% 109,500円
信 販 会 社		日歩20銭 年利73.00% 73,000円
銀 行 系 クレジット・カード		日歩8.2銭 年利30.00% (平均) 30,000円
民 間 金 融 機 関 消 費 者 ロ ン		日歩4.9銭 年利18.00% 18,000円
		日歩3.7銭 年利13.5% 13,500円

10万円の利 息 〔年額〕

広報みしま特集号 サラ金利用、最低心得

一時的にサラ金を利用したとしても、とにかく一刻も早く返すべきで、それも一度に全額を返済することが理想です。少しでも残しておくと、またそれに利息がつきます。

● 清算について

通常の返済ができなくなつた場合は、話し合いによる解決がもっとも妥当な清算方法です。話し合いは信用できる第三者（弁護士など）に委任するのが得策です。その場合でも、業者が直接本人に返済を迫ることがあります。

返済・精算はこのように

ますが、交渉はすべて委任者に任せることをはつきり告げましょう。その他、裁判所の調停による話し合がつき、示談が成立したら信用証、印鑑証明書など

を取り返します。
清算、破産申立てによる清算があります。

サラ金規制 二法のポイント

「サラ金二法」とは「貸金業規制法」（略称）と「改正出資法」（略称）の二つです。この法律は、昭和五十八年十一月一日から施行されます。借り手に特に関係のある主な

1、金利の規制
貸金業者の金利は、現在の出資法では最高日歩三〇銭（年利一〇九・五%）ときめられています。1、施行後三年間は日歩二〇銭（年利一〇九・五%）と年利四%以上は、改正出資法施行後の利息の上限は、次のように引下げられます。

2、業務の規制
貸金業者は、①取立てに際して人を脅迫したり、生活をおびやかす言動をしてはならない。②金利などの貸付条件を店内に掲示する。③誇大な広告をしてはならない。④利用者の返済能力を超える過剰貸付をしてはいけない。⑤契約内容を明らかにした書面を渡す。⑥返済金を受取ったら、受取った金額を記載した書面を渡す。⑦返済金を受け取った後は、借り手が任意に支払つてしまつた利息は、新上限金利の三%の範囲内であれば取戻すことができることがあります。

3、六年目以降の法律で定められた日からは日歩一〇・九

六銭

1、金利の規制
貸金業者の金利は、現在の出資法では最高日歩三〇銭（年利一〇九・五%）ときめられています。1、施行後三年間は日歩二〇銭（年利一〇九・五%）と年利四%以上は、改正出資法施行後の利息の上限は、次のように引下げられます。

2、業務の規制
貸金業者は、①取立てに際して人を脅迫したり、生活をおびやかす言動をしてはならない。②金利などの貸付条件を店内に掲示する。③誇大な広告をしてはならない。④利用者の返済能力を超える過剰貸付をしてはいけない。⑤契約内容を明らかにした書面を渡す。⑥返済金を受取ったら、受取った金額を記載した書面を渡す。⑦返済金を受け取った後は、借り手が任意に支払つてしまつた利息は、新上限金利の三%の範囲内であれば取戻すことができることがあります。

3、六年目以降の法律で定められた日からは日歩一〇・九

六銭

1、金利の規制
貸金業者の金利は、現在の出資法では最高日歩三〇銭（年利一〇九・五%）ときめられています。1、施行後三年間は日歩二〇銭（年利一〇九・五%）と年利四%以上は、改正出資法施行後の利息の上限は、次のように引下げられます。

2、業務の規制
貸金業者は、①取立てに際して人を脅迫したり、生活をおびやかす言動をしてはならない。②金利などの貸付条件を店内に掲示する。③誇大な広告をしてはならない。④利用者の返済能力を超える過剰貸付をしてはいけない。⑤契約内容を明らかにした書面を渡す。⑥返済金を受取ったら、受取った金額を記載した書面を渡す。⑦返済金を受け取った後は、借り手が任意に支払つてしまつた利息は、新上限金利の三%の範囲内であれば取戻すことができることがあります。

3、六年目以降の法律で定められた日からは日歩一〇・九

六銭

1、金利の規制
貸金業者の金利は、現在の出資法では最高日歩三〇銭（年利一〇九・五%）ときめられています。1、施行後三年間は日歩二〇銭（年利一〇九・五%）と年利四%以上は、改正出資法施行後の利息の上限は、次のように引下げられます。

2、業務の規制
貸金業者は、①取立てに際して人を脅迫したり、生活をおびやかす言動をしてはならない。②金利などの貸付条件を店内に掲示する。③誇大な広告をしてはならない。④利用者の返済能力を超える過剰貸付をしてはいけない。⑤契約内容を明らかにした書面を渡す。⑥返済金を受取いたら、受取った金額を記載した書面を渡す。⑦返済金を受け取った後は、借り手が任意に支払つてしまつた利息は、新上限金利の三%の範囲内であれば取戻すことができることがあります。

3、六年目以降の法律で定められた日からは日歩一〇・九

六銭

1、金利の規制
貸金業者の金利は、現在の出資法では最高日歩三〇銭（年利一〇九・五%）ときめられています。1、施行後三年間は日歩二〇銭（年利一〇九・五%）と年利四%以上は、改正出資法施行後の利息の上限は、次のように引下げられます。

2、業務の規制
貸金業者は、①取立てに際して人を脅迫したり、生活をおびやかす言動をしてはならない。②金利などの貸付条件を店内に掲示する。③誇大な広告をしてはならない。④利用者の返済能力を超える過剰貸付をしてはいけない。⑤契約内容を明らかにした書面を渡す。⑥返済金を受取いたら、受取った金額を記載した書面を渡す。⑦返済金を受け取った後は、借り手が任意に支払つてしまつた利息は、新上限金利の三%の範囲内であれば取戻すことができることがあります。

3、六年目以降の法律で定められた日からは日歩一〇・九

六銭